



教科書採択に関するQ & A

Q1 教科書は、学校教育の中でどのような位置付けになっていますか？

A

教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材」として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たしています。

また、教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、前出の各学校において、教科書を使用することが義務付けられています。

参考とした主な法規・通知等

○教科書の発行に関する臨時措置法（以下、発行法）第2条

○学校教育法 第34条

Q2 学校で使用する教科書は、どのように決められていますか？

A

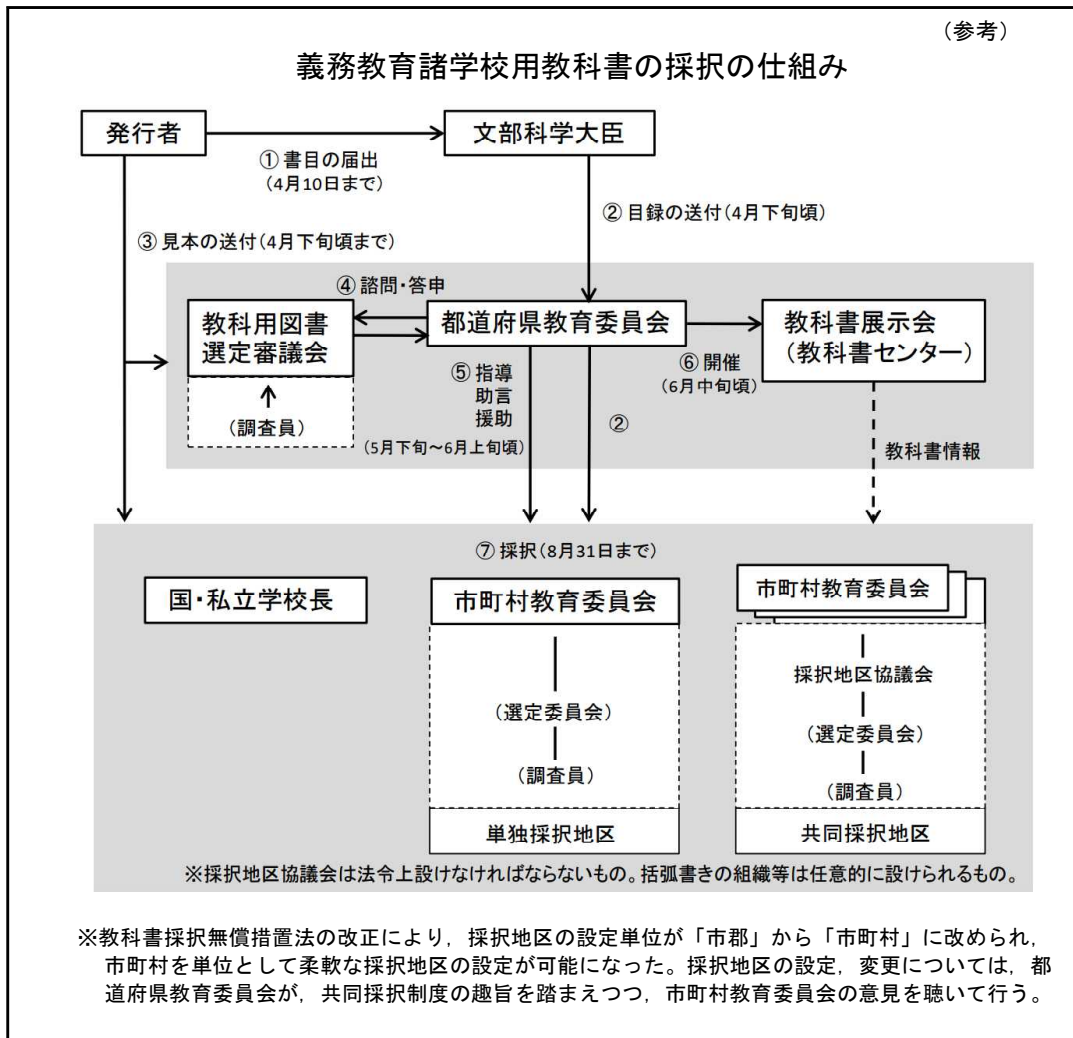
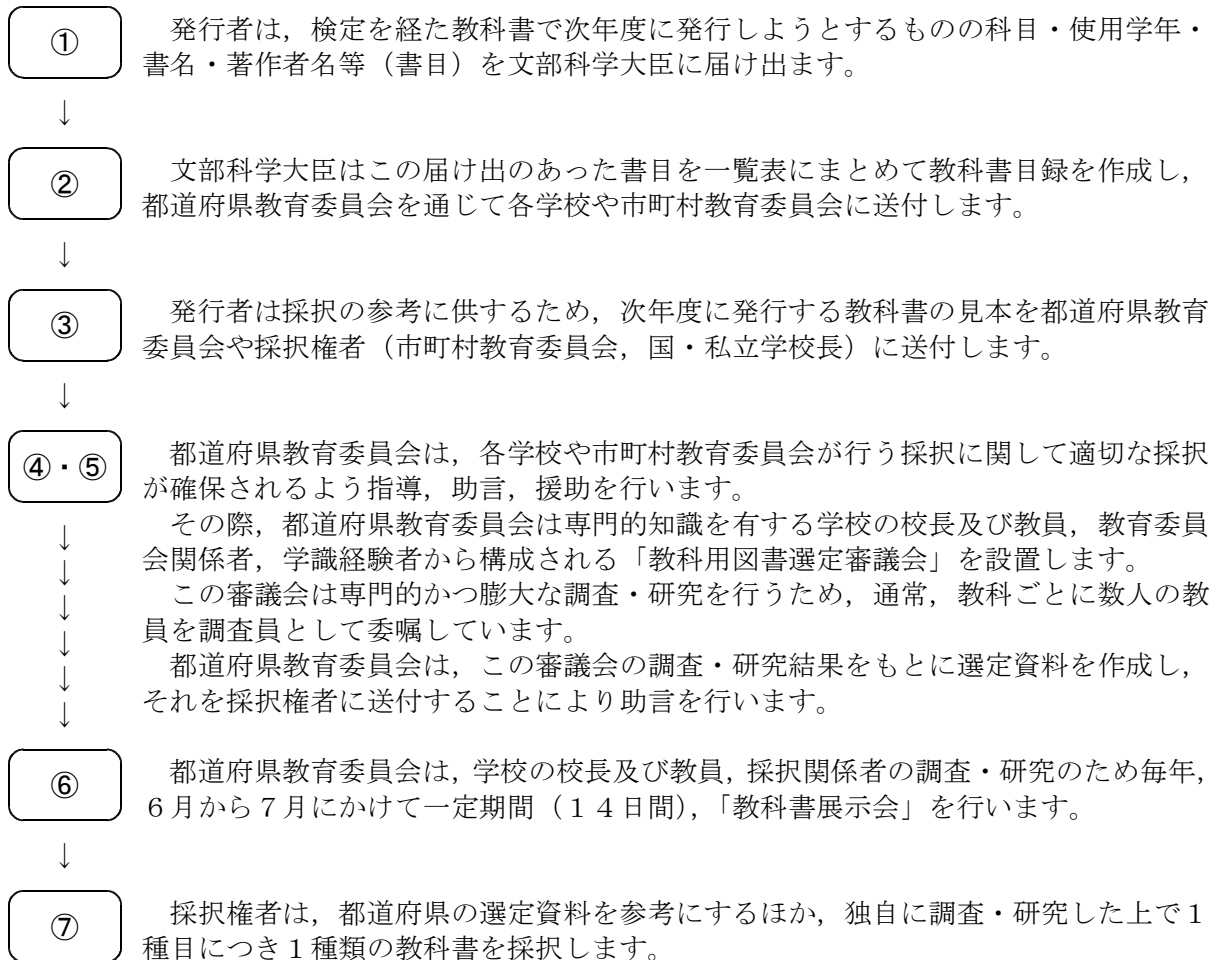


図1 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み（文部科学省のホームページより）

義務教育諸学校（小学校，中学校，中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部）で使用する教科書が採択されるまでの流れは，おおよそ，図1のようになります。また，図中の①～⑦は，次の内容を表しています。



参考とした主な法規・通知等

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(以下「無償措置法」)

Q3 「採択権者」である市町村教育委員会にとって，教科書採択とはどのようなものですか？

A

教科書は，小・中・高等学校等において“主たる教材”として“使用義務”が課されている図書であり，児童生徒の教育を行う上で極めて重要な役割を果たしています。

したがって，教科書検定制度の下で各種目ごとに数種類発行されている教科書の中から学校で使用する一種類の教科書を決定すること（「採択」）は，教育委員会のなすべき仕事のうちでも，最も大切なことの一つと言えます。

参考とした主な法規・通知等

○学校教育法 第34条

○教科書の発行に関する臨時措置法（以下，発行人法）第2条

○文部省初等中等教育局長通知

「教科書採択の在り方の改善について」（平成2年3月20日）

Q 4 教科書採択を進める上で、「採択権者」である市町村教育委員会が留意しなければならないことには、どのようなものがありますか？



教科書は、児童生徒が共通して使用する主たる教材であり、学校はもとより家庭での学習においても重要な役割を果たすものです。

そのような教科書を採択することは、教育上重要な意義を有する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく決定行為です。特に、義務教育諸学校において使用される教科書は、基本的に4年間同一のものを採択する必要があり、その採択は特に重要とも言えます。

平成26年の通常国会においては、教科書の採択の制度の改善を図るため、教科書無償措置法の改正が行われました。

この改正の内容も含め、教科書の採択の制度及び教科書の採択に関して、これまで文部科学省から示された通知等のうち、関連する内容は以下のとおりです。

採択権限について

- 市町村立学校において使用される教科書の採択権限を有する者は、市町村教育委員会です。したがって、教科書の採択は、それぞれの委員がその職責を果たし、教育委員会が合議等により責任を持って行う必要があります。
なお、教科書見本は、基本的に教育委員会の委員の人数分が送付されることになっていますので、教科書採択に当たって積極的に活用ください。
- 調査員からの報告等をただ追認したり、教職員の投票によって採択教科書が決定されたりするなど、教育委員会の責任が不明確になるような採択の手続は適当ではありません。

調査研究について

- 教科書の調査研究は、装丁や見映えを重視するのではなく、教育基本法や学校教育法、学習指導要領で示す目標を十分に踏まえているかなど、内容を考慮した十分なものであることが必要です。
例えば、地域の教科書採択の方針に沿って調査研究項目を見直すなど、調査研究資料の充実を図ることが重要です。
- 教科書内容の十分な調査研究を行うため、教科書見本が送付され次第速やかに調査研究に着手するなど、十分な調査研究期間を確保することや、採択地区間で合同の調査研究を行うなど、調査研究体制の充実を図ることが重要です。
- 教科書の採択により広い視野からの意見を反映させるため、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実も重要です。
- 教科書展示会は、教員や保護者等が足を運びやすくなるよう、各学校を訪問して行う移動展示会や、図書館、公民館等での展示会が充実されるとともに、その開催時期や場所等について積極的な周知が図られることが重要です。
例えば、教科書展示会に意見箱等を設置して保護者等の希望等を把握するなどの取組も考えられます。

共同採択について

* 関連：Q5・Q6

- 市町村立小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。無償措置法により、採択に当たっては、都道府県教育委員会が設定する「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として、採択地区内の市町村が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することになっています。
宮城県においては、下表のとおり、8つの採択地区があります。

| 採択地区 | 構成市町村 | 採択地区 | 構成市町村 |
|------|---|------|---------------------|
| 大河原 | 白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町 | 大崎 | 大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町 |
| | | 栗原 | 栗原市 |
| 仙台 | 塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村 | 石巻 | 石巻市・東松島市・女川町 |
| | | 登米 | 登米市 |
| | | 南三陸 | 気仙沼市・南三陸町 |
| | | 仙台市 | 仙台市 |

- 採択地区は、その地域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件等を考慮して決定することとなっています。
- 採択地区に複数の市町村が含まれる場合には、当該採択地区内の市町村教育委員会が協議して規約を定めて設置する採択地区協議会の協議の結果に基づき、同一の教科書を採択しなければなりません。
- 採択地区協議会の規約は、共同採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任に基づき、十分な協議を行い、定める必要があります。

公正確保について

- 教科書の採択は公正に行われる必要があります。仮に教科書発行者による過大な宣伝行為があったとしても、その影響を排し、適正に教科書の採択を行うことが重要です。
- 教科書の採択が外部からの不当な働きかけに影響されることのないよう、静ひつな採択環境を確保することが重要です。

開かれた採択について

- 教科書の採択を行った後は、採択結果・理由など、採択に関する情報を積極的に公表することが重要です。

参考とした主な法規・通知等

- 「全国市町村教育委員会連合会」（平成27年5月22日開催）等において、文部科学省初等中等教育局教科書課より示された説明資料

Q5 “教科書の採択権者は各市町村教育委員会”とされています。その一方，“採択地区内では同一の教科書を採択する”共同採択制度がとられています。

このことを踏まえて、共同採択へ市町村教育委員会の意向を反映させるためには、どのようにすればよいのでしょうか？



「地教行法21条6号（教育委員会の職務権限／教科書）」において、教育委員会に教科書採択の職務権限があることが規定されています。また、「無償措置法第13条（教科用図書の採択）」において、採択地区内においては同一教科用図書の採択が規定されています。

採択に係るこの二つの規定について、後者が前者の特別法にあたりとされており、特別法は一般法より優先されます。

このことより、教科書採択については、共同採択地区協議会における各市町村教育委員会間の協議が大切となってきます。

- 無償措置法は、平成26年4月16日に改正されました。改正の概要は、次の①・②・③の3点です。また、各々の施行日は、②・③が平成26年4月16日、①は平成27年4月1日です。

- ① 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備
- ② 採択地区の設定単位の変更
- ③ 採択結果及び理由等の公表

このうち、①は、共同採択に係る協議の方法を具体的に定めるものです。

また、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであることから、共同採択地区内の市町村教育委員会においては十分な協議を行い、関係市町村教育委員会の権限と責任により、採択地区協議会の規約を定める必要があります。

なお、規約例は、文部科学省の次のホームページアドレスで参照できます。

* アドレス http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1352181.htm

①を踏まえ、共同採択へ市町村教育委員会の意向を反映させる方法として、以下が考えられます。

- 教科書の調査研究の結果を各市町村教育委員会に持ち帰り、採択地区協議会の委員がその所属する市町村教育委員会の意向を確認した上で協議に臨むこと。
- 各市町村教育委員会が採択すべきと考える教科書を複数挙げ、その意向を採択地区協議会の場において調整すること。

いずれにせよ、最終的には各市町村教育委員会の意向を採択地区協議会の協議の結果としてまとめる必要があります。

また、どのような教科書の選定の方法を採用するにせよ、共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択することになるので、採択地区協議会における教科書の調査研究の結果や協議の経過等が、適切に関係市町村教育委員会と共有されることが必要です。

参考とした主な法規・通知等

- 地教行法第21条第6号
- 無償措置法第13条
- 「衆議院議員照屋寛徳君提出沖縄県『八重山採択地区』における教科書選定に関する再質問に対する答弁書」（平成23年10月7日閣議決定）
- 文部科学省初等中等教育局教科書課（平成26年11月17日）「採択地区協議会に関するQ&A」

Q 6 採択地区協議会では、公正・公平な採択を進めていくために、必要な知識を有する複数の専門委員を選任し、対象となる検定本の調査研究を行っています。
その調査研究結果を、対象とした全ての教科用図書から数種類に絞り込み、上申することは適切ですか？

A

教科用図書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置をするなど、体制の充実を図ることが大切です。

また、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めることも必要です。

そのような充実した体制により調査員等が作成する資料は、様々な観点から各教科書の特徴を示すなど、採択権者の判断に資する協議資料となるよう一層充実・工夫することが大切です。

なお、資料作成等に当たっては、次のことを踏まえなければなりません。

- 採択地区では、調査員等の調査研究を踏まえ、複数段階の会議等を経て採択するなど、採択事務がより公正・公平に行われるよう進められております。
そのような過程では、調査員等による調査研究も含め、採択を協議する前のいずれの諸会議等においても、採択対象となっている全ての検定本の中からいくつかの教科書に絞り込んで上申することは、採択の前に「いくつかを除外する」こととなります。
このことは、教科書の採択権者の責任が不明確になることにもつながります。
したがって、「絞り込む」ことは、採択前のいずれの段階においても、かつ、答申や報告等いずれの上申形態であっても、不適切です。
- 専門委員等の調査員が作成する資料において、上位段階の協議等の参考に資するため、全対象の教科書について何らかの評定を付けたり、順位を付けたりすることは不適切とは言えません。
ただし、その評定や順位等が、上位段階の協議等において採択権者の判断を拘束するものという取扱いは不適切です。
- 採択協議会においては、専門委員等が作成した資料及び評定等について十分な審議を行った上で、採択していくことが大切です。
決して、これまでの慣例や必ず首位の教科書を採択・選定、または、上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないよう留意ください。

なお、採択地区協議会における協議結果と市町村教育委員会の採択意向等については、Q 5のように、採択地区協議会における十分かつ適切な協議等が必要です。

参考とした主な法規・通知等

○文部科学省初等中等教育局教科書課

「採択地区協議会に関するQ&A」(平成26年11月17日)

○文部科学省初等中等教育局長通知

「平成28年度使用教科書の採択について」(平成27年4月7日)



文部科学省初等中等教育局教科書課企画係（平成27年5月19日（火））とのやりとり
「教科書採択」に係る質問と回答

【質問】 本県では、採択権者が教科書の採択をしていく際に、地区により多少の違いがあるものの、おおむね次のような手順が踏まれている。

- ① 教科指導等に専門的知識等を有する専門委員が集まり、調査研究する
- ② ①の意見・結果を採択審議会へ報告がされ、審議する
- ③ ②の審議を踏まえ、採択地区協議会で決定する

そのような過程（特に①）において、

A：調査研究の対象となっている複数の検定本から、数種類の教科書に絞り込むこと

は適切なのか？

また、②または③から上申された意見をもとに、②または③において、

B：使用する教科書を一つに決定すること
（採択審議会に、どの教科書がもっともふさわしいかを諮問し、答申を得ている場合もある）

は適切か？

【回答】

Aについて

対象となっている検定本の中から、上申するために「絞り込む」ことは不適切である。絞り込むということは、いくつかの種類教科書について、採択審議の前段階で、「いくつかを除外する」ことになる。

そのようなことは、教科書採択権者の責任が不明確になることにもつながることから、不適切である。

なお、上申に当たっては、上位段階の審議等の参考に資するために評定等を付けることは、問題ない。ただし、その場合にあっては、それが採択権者の判断を拘束するものであってはならない。

Bについて

小・中学校の教科書採択権者は、「市町村教育委員会」であり、最終的には「当該教育委員会」において採択することとなっている。したがって、上記①②③を経た案についても、教育委員会において最終的に審議し決定すべきである。

なお、教育委員会においては、採択選定審議会等に、採択教科書の決定について諮問・答申を行っている場合もある。その場合には、その答申に基づき、採択権者である市町村教育委員会が責任をもって採択していくことに何ら問題はないが、採択選定審議会等において上述の「絞り込み」が行われたり、答申が採択権者の判断を拘束したりすることがないように注意する必要がある。